（様式第２－14号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和２年６月１日

三種町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				三種町達子集落　地先	無	令和2年度 ～ 令和6年度	農地・水達子集落
○				三種町山口集落　地先	無	令和2年度 ～ 令和6年度	山口水田保全組合
○				三種町向達子集落　地先	無	令和2年度 ～ 令和6年度	向達子笑顔の会